

船舶事故等調査報告書

平成27年10月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第198号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年10月17日 16時38分ごろ
発生場所	広島県尾道系崎港 尾道灯台から真方位029°130m付近 (概位 北緯34°24.16′ 東経133°11.76′)
事故等調査の経過	平成26年11月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 旅客フェリー 第拾五小浦丸、92トン 127197、個人所有 B プレジャーボート 義猛丸、5トン未満（長さ5.69m） 273-10190広島、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、不詳 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B 右舷船首部に亀裂、船首部のかんぬきに折損
事故等の経過	A 船は、船長Aほか2人が乗り組み、平成26年10月17日16時30分ごろ広島県尾道市向島（小歌島）の棧橋に向け、尾道系崎港第3区の棧橋を離れ、尾道水道を南進した。 船長Aは、離棧時、尾道水道の東方約600mに同水道を西南西進するB船を視認し、その後、向島の棧橋に向けて南進中に再び左舷船尾方にB船を認めた。 船長Aは、向島の棧橋に着棧を始めようとしたところ、左舷船尾方に接近したB船に気づき、急いで右舵一杯を取ったが、16時38分ごろA船の左舷中央部とB船の船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、16時00分ごろ広島県三原市木原町沖の釣り場に向け、尾道市山波漁港の係留地を出発した。 船長Bは、舵輪の後方に設けた台に腰を掛け、尾道水道に架かる新尾道大橋を通過し、約7.5ノット（kn）の対地速力で、手動操舵により西南西進を始めたとき、船首方約600mに尾道系崎港第3区の棧橋に着棧しているA船を視認した。 船長Bは、西南西方に航行すると太陽の光を眩しく感じたので、太陽の光を真正面に受けないように左転し、尾道水道を南西進中、船首方に接近したA船に気づき、急いで左舵一杯を取ったが、B船とA船

	<p>とが衝突した。</p> <p>A 船及び B 船は共に航行に支障がなく、A 船は向島の棧橋に着棧し、B 船は目的の釣り場に向けて航行を始めた。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の末期、潮流 東流約 1kn</p> <p>太陽：方位角 約 251°、高度 約 10°</p> <p>日没時刻：17時31分</p>
その他の事項	<p>船長 A は、尾道水道を挟んで、尾道糸崎港第 3 区の棧橋と向島の棧橋とを 1 日に 12 回程度往復していた。</p> <p>船長 B は、尾道糸崎港第 3 区に着棧していた A 船がいずれ向島の棧橋に向かうことを知っていたが、左転して南西進するまでは太陽の光を避けるために視線を下方に向けており、また、A 船は離棧前なので、B 船の前路に他船はいないと思っていた。</p> <p>本事故当時、B 船の周囲には A 船以外の船舶はいなかった。</p> <p>船長 B は、ふだん、日没後に西進して釣り場に向かっていた。</p> <p>船長 B は救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A なし、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B あり</p> <p>A 船は、尾道糸崎港の尾道水道を南進して向島の棧橋に着棧操船中、左舷船尾方の至近で B 船に気付いて右舵一杯を取ったものの、B 船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B 船は、尾道糸崎港の尾道水道を南西進中、船長 B が、見張りを適切に行っていなかったことから、船首方の A 船に気付かずに航行し、船首方の至近で A 船に気付いて左舵一杯を取ったものの、A 船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、尾道糸崎港の尾道水道において、A 船が着棧操船中、B 船が南西進中、船長 B が、見張りを適切に行っていなかったため、船首方の A 船に気付かずに航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 太陽の光を眩しく感じるときは、サングラスを使用すること。